

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ ユウゲンガイシャ  
氏名又は名称 有限会社 オギウエ

住所 〒636-0112 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東1丁目2番31号

フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク オギウエヤスジ  
代表者氏名 代表取締役 荻上泰司

電話番号 0745-75-6374

FAX番号 0745-75-2660

メールアドレス yjmw247@ybb.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 ユウゲンカアイシャ 有限会社 オギウエ

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東1丁目2番31号

代表者氏名 代表取締役 オギウエ 荻上 ヤスジ 泰司



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	<small>ユウゲンカアイシャ</small> 有限会社	<small>オギウエ</small> オギウエ	
住 所	〒636-0112 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東1丁目2番31号		
フリガナ 代表者の氏名	<small>ダイヒョウトリシマリヤク</small> 代表取締役	<small>オギウエ</small> 荻上 <small>ヤスジ</small> 泰司	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名 役員の氏名	代表取締役 荻上清行 代表取締役 荻上清行	代表取締役 荻上泰司 取締役 荻上 清行	令和1年6月27日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 有限会社 オギウエ

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東1丁目2番31号

代表者氏名 代表取締役 荻上 泰司



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目2番31号  
有限会社オギウエ

会社法人等番号	1500-02-006185	
商号	有限会社オギウエ	
本店	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田二丁目14番17号	
	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目2番31号	平成 8年12月 6日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 7日登記	
会社成立の年月日	平成5年5月18日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設工事業</li> <li>2 管工事業</li> <li>3 給排水機器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売及び取付業務</li> <li>4 ガス配管工事業</li> <li>5 土木工事業</li> <li>6 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>	
発行可能株式総数	100株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 7日登記	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 7日登記	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目2番31号  
有限会社オギウエ

	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月7日登記	
役員に関する事項	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目2番31号 取締役 荻上清行	
	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目2番31号 取締役 荻上小貞	
	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目2番31号 取締役 荻上泰司	平成22年9月30日就任 ----- 平成22年10月7日登記
	代表取締役 荻上清行	令和1年6月25日辞任 ----- 令和1年7月3日登記
	代表取締役 荻上泰司	令和1年6月25日就任 ----- 令和1年7月3日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年4月27日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年8月31日

奈良地方法務局  
登記官

南 英 樹



# 款 定 証 認

会社保存原本

奈良県大和高田市大字大中98番地  
(市役所東隣おがわビル3F)

高田公証役場

公証人 宇田川秀信

電話・大和高田(0745)22-7166

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、有限会社 オギウエ と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道施設工事業
2. 管工事業
3. 給排水機器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売及び取付業務
4. ガス配管工事業
5. 土木工事業
6. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田二丁目14番17号に置く。

(資本の総額)

第4条 当社の資本の総額は、金300万円とする。

## 第 2 章 社員および出資

(出資の口数および1口の金額)

第5条 当社の資本は、これを60口に分ち、出資1口の金額は、金50,000円とする。

(社員の氏名、住所およびその出資口数)

第6条 社員の氏名および住所ならびにその出資口数は、次のとおりとする。

- (住所) 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田二丁目14番17号  
40口(氏名) 荻 上 清 行
- (住所) 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田二丁目14番17号  
14口(氏名) 荻 上 小 貞
- (住所) 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田二丁目14番19号  
2口(氏名) 荻 上 泰 司
- (住所) 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田二丁目14番19号  
2口(氏名) 荻 上 里 美
- (住所) 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東二丁目2番5号  
2口(氏名) 南 雲 辰 雄

### 第 3 章 社 員 総 会

#### (社員総会)

第7条 当会社の社員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は、毎年 6月を開催し、臨時総会は、その必要がある場合に随時開催するものとする。

#### (招集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。  
②社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

#### (議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

#### (決議)

第10条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

#### (議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

#### (決議事項の通知)

第12条 社員総会において決議した事項は、各社員に通知することとする。

### 第 4 章 役 員

#### (員数)

第13条 当会社には、取締役2名を置く。

#### (選任の方法)

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員中より社員総会において選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

#### (社長および代表取締役)

第15条 当会社に社長1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。  
②当会社を代表する取締役は、社長とする。



(報酬および退職慰労金)

第16条 取締役の報酬および退職慰労金は、社員総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(社員配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

## 附 則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の取締役は、社員萩上清行、同萩上小貞とし、うち、萩上清行を社長および代表取締役とする。

(最初の営業年度)

第20条 当会社の第1期の営業年度は、当会社成立の日から平成6年4月30日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

以上 有限会社 オギウエ を設立のため、この定款を作成し、各社員は、これにつきのとおり記名押印する。

平成 5 年 4 月 12 日

社 員 萩 上 清 行

社 員 萩 上 小 貞

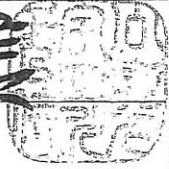
社 員 萩 上 泰 司

社 員 萩 上 里 美

社 員 南 雲 辰 雄



4123

1	登簿平成5年第101号
2	この定款の社員荻上清行ほか4名の代理人大
3	野茂男は、本職の面前で、社員全員が各自の
4	記名捺印を自認する旨を陳述した。——
5	よってこれを認証する。——
6	平成5年4月19日本職役場において——
7	奈良県大和高田市大字大中98番地
8	奈良地方法務局所属
9	公証人 宇田川秀徳 
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	

公  
証  
人  
役  
場

この定款の写いは、原本に相違ありません。

令和 2 年 8 月 31 日

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東1丁目2番31号

有限会社 オギウエ

代表取締役 荻上 泰司

